

# 令和8年度朝来市移住定住支援業務公募型プロポーザル 実施要領



兵庫県 朝来市 まちづくり協働部  
市民協働課

## 1 目的

本市では平成26年度から移住定住の総合相談窓口を設け、各種の相談、支援を展開しているところである。しかし、近年、移住希望者の生活スタイルやニーズが多様化しており、空き家バンクの運営や移住相談業務においては、専門知識や地域性への配慮、迅速で柔軟な対応がこれまで以上に求められていることから、民間事業者との連携が不可欠となっている。

この要領は、こうした状況を踏まえ、公募型プロポーザル方式により、空き家バンク見学案内や移住相談等の業務を円滑に実施するために業務の一部を委託する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 令和8年度朝来市移住定住支援業務  
(2) 業務内容 ① 空き家バンク運営業務  
② 移住相談業務  
③ その他事業  
④ 報告書の提出 \*詳細は仕様書（別紙1）のとおり  
(3) 委託業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
(4) 予算額 2,296,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書提出期限（令和8年2月5日）現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。  
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(3) 朝来市の指名停止期間中でないこと。  
(4) 法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。  
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。  
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、又はその構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事实上運営に影響が及んでいないこと。  
(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者であること。  
(8) 業務の実施にあたり、朝来市まちづくり協働部市民協働課との打ち合わせ等に適切に対応できる者であること。

## 4 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（別紙4）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年2月5日（木）午後3時まで  
(2) 提出方法 質問書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。  
(3) 回答方法 原則として、回答時点での質問書の提出又は参加申込のあったすべての事業者に対し、電子メールで令和8年2月10日（火）までに回答する。  
(4) 提出先 朝来市まちづくり協働部市民協働課  
E-mail:teijuu@city.asago.lg.jp FAX: (079) 672-4041

## 5 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年2月5日（木）午後3時まで
- (2) 提出書類 プロポーザル参加表明書（別紙2）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（期限当日までに必着）による。
- (4) 提出先 朝来市まちづくり協働部市民協働課  
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

## 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年2月16日（月）午後3時まで
- (2) 提出書類 企画提案書等提出書類一覧（別紙3）のとおり
- (3) 提出部数 各3部及びPDFデータ
- (4) 提出方法 持参又は郵送（期限当日までに必着）による。  
PDFデータについては持参または電子メールによる。
- (5) 提出先 朝来市まちづくり協働部市民協働課  
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

### \* 提出書類における留意事項

- ・企画提案書は仕様書（別紙1）を踏まえた提案とすること。

## 7 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（別紙5）を担当課まで持参又は郵送必着すること。なお、期限までに企画提案書の提出がない場合も、辞退したものとみなす。

## 8 受託候補者の選定

### (1) プレゼンテーション

- ① 実施日・場所 令和8年2月19日（木）午後（予定）朝来市役所会議室
- ② 実施時間
  - ア 時間は別途決定し、電子メールで通知する。
  - イ 1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。）
- ③ その他
  - ア 下記「11 失格条項等」に該当する事業者は失格とし、プレゼンテーション審査を実施しない。
  - イ プrezentationに出席することができる者は3名以内とする。配置予定の担当者は必ず1名以上出席すること。
  - ウ プrezentationは非公開とする。
  - エ プrezentationは提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
  - オ プrezentationは、プロジェクター等の使用は可能とする。プロジェクター、スクリーン、パソコンは朝来市が準備する。ただし、持ち込みは可とする。

### (2) 選定方法等

- ① 受託候補者の選定は、朝来市プロポーザル審査委員会条例（令和3年朝来市条例第18号）に基づき設置された審査委員会が受託候補者を選定する。
- ② 審査委員会は、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、評価点が

最高点の者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点の者が複数ある場合は、別紙6「令和8年度朝来市移住定住支援業務プロポーザル評価基準」にある「企画提案」及び「総合評価」の合計得点が高い提案者を上位とする。

- ③ 参加事業者が1社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。
- ④ 得点が7割に満たない場合は失格とする。

### (3) 審査基準及び配点

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書及び見積書、企画提案に係るプレゼンテーションを「令和8年度朝来市移住定住支援業務プロポーザル評価基準」（別紙6）に基づき審査する。

## 9 契約の締結

- (1) 上記8(2)により本委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は朝来市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 受託者は契約締結と同時に履行保証に係る手続きを行うこと。

## 10 募集から契約交渉事業者決定までのスケジュール



## 11 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

## 12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

## 13 提出及び問い合わせ先

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地 1

朝来市まちづくり協働部市民協働課 担当：安積・足立

電話番号：(079) 672-1492 FAX：(079) 672-4041

E-mail:teijuu@city.asago.lg.jp